

競技方法と進行上の注意

- 1 競技は、近的・遠的ともに第1射場・第2射場に区分し、1射場3人立で行う。近的競技は坐射で、遠的競技は立射で行う。射場間隔は近的競技5.4m、遠的競技4.0m。射位における選手相互の間隔は近的競技1.8m、遠的競技1.6mとする。
- 2 射場内は、「今の立」「次の立」とし、射場外に第1控～第3控をおく。「次の立」は、近的競技は本座において跪坐し、遠的競技は椅子に着席して待つ。
- 3 招集について
 - (ア) 各種目とも競技開始時刻の15分前に招集を開始する。
 - (イ) 監督（監督代行）は、ADカードを見やすい位置につける。
 - (ウ) 予選の招集は、主として掲示によって行う。選手控所に掲示板（招集ボード）を置き、競技の流れを示すので、選手はこれによって競技の進行を把握し、招集に遅れないこと。放送による呼出し等は行わない。
 - (エ) 選手・監督（監督代行）の確認及び弓具の点検（矢摺籐の長さ、目印の有無、矢尻の形態、弓道衣等）は、第3控で行う。不備がある場合は、射場に入場する前までに修正のこと。入場時に適合しない場合は失権とする。
- 4 入退場について
 - (ア) 近的競技
 - ① 予選・決勝とも、進行委員の指示で入場し、本座で跪坐をして待つ。進行主任の「始め」の合図で揖をして立ち、射位に進む。行射後は順次退場する。
 - ② 決勝トーナメント戦は、進行委員の指示で入場し、本座に跪坐をして待つ。進行主任の「始め」の合図で揖をして立ち、射位に進む。行射後、本座に復し、跪坐をして待つ。進行主任の「第1射場〇〇中、第2射場〇〇中、よって〇〇射場の勝ち」の宣言を聞いた後、「退場」の合図で退場する。
 - ③ 決勝トーナメント戦の同中競射においては、各選手は本座で進行委員から替矢1本を受け取る。進行主任の「同中競射を行います。」（又は「同中競射を続行します。」）の宣言の後、「始め」の合図で揖をして立ち、射位に進む。行射後、本座に復し、跪坐をして待つ。勝敗の判定を受け、決着がつけば「退場」の合図で退場する。再度、同中の場合は、同中競射を続行する。矢取りは、1本終了毎に行う。
 - (イ) 遠的競技
 - ① 予選・決勝とも、進行委員の指示で入場し、椅子に着席をして待つ。進行主任の「起立」の合図で本座に立ち、「始め」の合図で揖をして、射位に進む。行射後は順次退場する。
 - ② 決勝トーナメント戦は、進行委員の指示により入場し、椅子に着席をして待つ。進行主任の「起立」の合図で本座に立ち、「始め」の合図で揖をして、射位に進む。行射後、本座に復し、椅子に着席をして待つ。進行主任の「第1射場〇〇点、第2射場〇〇点、よって〇〇射場の勝ち」の宣言を聞いた後、「起立」「退場」の合図により退場する。

③ 決勝トーナメント戦の同点・同順競射においては、各選手は本座で進行委員から替矢1本を受け取る。進行主任の「同点・同順競射を行います」（又は「同点・同順競射を続行します」）の宣言の後、「起立」の合図で本座に立ち、「始め」の合図で揖をして、射位に進む。行射後、本座に復し、椅子に着席をして待つ。勝敗の判定を受け、決着がつけば「退場」の合図により退場する。再度、同点・同順の場合は、同点・同順競射を続行する。矢取りは、1本終了毎に行う。

(ウ) 近的競技・遠的競技共通

① 決勝トーナメント1回戦における敗者は、退場後速やかに1～3控へ戻り、5位～8位決定戦に備える。（各自2射1回）

② 準決勝における敗者は、退場後速やかに第1～3控へ戻り、3位・4位決定戦に備える。（各自2射1回）

5 決勝トーナメント戦の順序は、次のとおりとする。

< 1 > 1回戦

< 2 > 5位～8位決定戦

< 3 > 準決勝戦

< 4 > 3位・4位決定戦

< 5 > 決勝戦

6 替矢2本を用意すること。使用しない矢は監督（監督代行）が所持する。

（替矢を準備していない団体は失権とする場合がある。）

7 行射時間は、進行主任の「始め」の合図で、時計委員が計測を開始する。制限時間の30秒前に予鈴、制限時間超過を確認して、本鈴を鳴らす。

本鈴と同時に射離した矢は無効とする。射残した矢は失権とする。

(ア) 1団体12射（各自4射）の場合の制限時間は、
近的競技7分30秒以内、遠的競技6分30秒以内。

(イ) 1団体6射（各自2射）の場合の制限時間は、
近的競技4分30秒以内、遠的競技4分以内。

(ウ) 1団体3射（各自1射）の場合の制限時間は設けないが、
近的競技2分30秒以内、遠的競技2分以内を目安として行射する。

(エ) 「自団体に起因しない事故で審判が停止指示をした場合」は、行射中の2射場とも
「制限時間はなし」とする。ただし、行射の前後動作が殊更間延びする時は注意する。

(オ) 「弦切れ」の処理及び弓の破損による替弓の処理時間は、「制限時間内」とする。

(カ) 競技進行中における行射停止は、的前における赤旗掲示と、審判委員又は進行主任の
「行射やめ」「取懸けやめ」等の指示で行う。行射再開は、赤旗の撤去と進行主任の
「始め」の合図による。行射停止指示があった場合は、第1射場、第2射場とも、
「制限時間はなし」とする。

- 8 替弓・替弦・替矢の射場内の持込み方法は次のとおりとする。
 - (ア) 替弦・替矢は、監督（監督代行）が選手の後が続いて持参する。ただし、替弓は進行委員が持込むことができる。
 - (イ) 替弓は、指定場所に置く。（今の立用・次の立用2か所準備）

- 9 替弓・替弦の処理方法は次のとおりとする。
 - (ア) 弦切れ（替弦・替弓）及び弓の破損（替弓）の場合は、進行委員と監督（監督代行）が処理を行う。
 - (イ) 弦切れの場合、選手は直ちに弓を進行委員に渡し、進行委員は監督（監督代行）に渡す。
 - (ウ) 監督（監督代行）は替弦（替弓）処置をして、進行委員に渡す。
 - (エ) 進行委員は作法に従い、速やかに弓を選手に渡す。選手はこの間に切れ弦の処理をする。

- 10 筈（篋）こぼれの場合、矢の処理は選手が行う。矢は進行委員が預かり監督（監督代行）に渡す。最後の矢の場合は、選手が処理し自分で持ち帰る。

- 11 射場内での的中又は得点以外の異議申立については次のとおりとする。
 - (ア) 異議申立は、監督（監督代行）が監督席にて行う。
 - (イ) 全選手が射終わった時から矢を抜き始めるまでの間に監督（監督代行）が挙手と発声にて進行委員に申し立てる。矢を抜き始めた後は受け付けない。
 - (ウ) 行射中に発生した事故等（弓道競技規則第39条～第46条に該当する事項等）についても同様とする。

- 12 監督（監督代行）は、記録の確定（矢取り開始の時点）を確認して退場する。

- 13 矢返しは所定の矢返所（矢立箱）に戻す。

- 14 矢返しが必要な場合は次のとおりとする。
 - (ア) 進行委員から監督（監督代行）に一旦返却する。
 - (イ) 監督（監督代行）が必要な矢を選び、進行委員に預け選手に渡す。

- 15 決勝トーナメント戦の組合せ抽選は、近的競技・遠的競技それぞれの射場で行う。予選通過団体の監督（監督代行）は、第1控に集合すること。射場へは進行委員が誘導する。抽選は予選立順の早い方から行う（予備抽選は行わない）。抽選に間に合わない団体は、残りくじとする。2団体以上の場合、役員が残りくじを引く。

- 16 本文中の進行主任の行う合図は、進行委員が交替で行うことができる。